

「災害廃棄物」の出し方について(参考)

地震・豪雨・台風など災害が発生した場合、おおよそ3日間はおみを自宅で保管しなければならないとされています。

普段からごみや資源物をできるだけ出さない生活を心がけましょう。

また、次の注意事項は国立研究開発法人 国立環境研究所で公開されている仮置場の基本です。災害廃棄物をいざ出す際には、次のことを参考に被災した家財等の搬入についてなど、日ごろから地域で防災意識を高めていきましょう。

●注意事項

受け入れ品目(基本型 参考)

特定家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、廃家電、スレート・外壁材、石膏ボード、畳・布団、金属くず、家具類、木・枝・幹、木くず、廃プラ、可燃物混合物、ガラス・陶磁器、瓦、コンクリートがら

※ 仮置場での分別には人員配置が満足にできない場合があります。分別をすることで、リサイクル率の向上と、処理費の抑制につながります。

なお、災害の種類や規模、搬入時期により分別品目を細分化する場合があります。

災害ごみ仮置場見取り図及び分別品目(基本型 参考)

